

令和5年3回

君津市農業委員会議事録

令和5年3月3日（金）

令和5年3回君津市農業委員会議事録

日 時 令和5年3月3日（金）午後2時00分から午後3時10分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第 1 会期の決定
日程第 2 議事録署名委員の指名
日程第 3 議案第 1号から議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第16号から議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第26号 農地法第5条の規定による農業計画変更申請について
日程第 6 議案第27号 令和4年度第10次農用地利用集積計画について
日程第 7 議案第28号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について
日程第 8 議案第29号 令和5年度標準農作業賃金及び機械作業料金について
日程第 9 報告第 1号から第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第 6号から第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（13名）

2番	鮎川	正幸	3番	水野	徳子
4番	小笠原	武男	5番	笹本	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	神子	純一
8番	石橋	定雄	9番	真板	徹
10番	田丸	三郎	11番	鳥海	純次

1 2 番 江 澤 康 雄

1 3 番 鈴 木 清

1 4 番 粕 谷 定 嗣

欠席委員（1名）

1 番 鈴 木 郁 夫

出席した職員

事務局長	永 田	聡
事務局次長	永 鳶	一 環
主任主事	江 澤	俊 太
会計年度任用職員	白 石	勇 一
経済環境部農政課企画調整係長	奥 倉	康 裕

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。御苦労さまでございます。

過日、2月に行いました農業委員と推進委員の合同の親睦の旅行ということでございますけれども、御出席をいただきました皆様方には、お忙しい中を御参加、本当にありがとうございました。そしてまた、諸事情の下に出席できなかった皆さん方におかれましても、この会に多大なる御支援をいただきましたこと、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

おかげさまで事故なく過ごしてまいりました。また、2日間の中で日頃見られないような一面もあり、親睦を深めることができたのではないかなというふうに思っております。そうした和やかな部分をこれからもお互いの今後の活動の中で生かしていただければ幸いかなと思います。本当にいろいろありがとうございました。

◎諸般の報告

会 長 それでは、早速総会に入りたいと思います。

2月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

2月14日、千葉県女性農業委員の会ブロック別研修会が鋸南町の道の駅保田小学校への視察として開催され、笹本委員と事務局職員が出席いたしました。

3月1日、千葉県女性農業委員の会全体会議が千葉市のホテルプラザ菜の花で開催され、水野委員、金丸推進委員と事務局職員が出席いたしました。

以上でございます。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会いたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和5年第3回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日と決定いたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第 2、議事録署名委員について、会議規則第 16 条第 2 項の規定により、私から指名いたします。

2 番、鮎川正幸委員、14 番、粕谷定嗣委員の 2 名にお願いします。

◎議案第 1 号ないし議案第 15 号

議 長 日程第 3、議案第 1 号ないし議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第 3 条の許可申請について説明させていただきます。

議案第 1 号、貞元地先の畑 1 筆、面積 1,824 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は農業に従事できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準といたしまして、譲受人は下限面積を超えた 1 万 3,516 平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は 150 日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第 2 号について説明します。

大井戸地先の田 1 筆、面積 1,434 平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により農業経営の規模を縮小するため、譲受人は隣接で農業経営をしており、効率的に耕作ができるためでございます。

許可基準といたしまして、下限面積を超えました 2 万 2,092.58 平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、草刈り機、軽トラック、その他を所有しております。

農作業従事日数は 150 日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第 3 号について説明します。

正木地先の田 6 筆、畑 2 筆、面積、合わせまして 4,929 平方メートルを農業に新規参入す

る農地所有適格法人が賃貸借をするものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は高齢により農地の管理が困難なため、譲受人は農地所有適格法人として新規就農するため、ブルーベリー栽培に適した農地を賃貸借したいでございます。譲受人である法人は、農地所有適格法人としての要件を備えていることを確認しております。

許可基準といたしまして、今回の許可申請で正木地区の下限面積40アールを超える4,929平方メートルの農地を経営することになります。

農機具は冷蔵運搬車、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、栽培技術につきましては、木更津市ほかの農園で研修を受けており、そのサポートも受けることができることから、資格等については問題ないと思われま。

議案第4号について説明します。

向郷地先の田1筆、面積666平方メートルを売買により所有権移転するものでございます。

申請理由として、譲渡人は離農したいため、譲受人は隣接する農地を所有しているため、売買により取得したいでございます。

許可基準として、譲受人は下限面積を超えた1万603平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、軽トラック、草刈り機を所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま。

次に、議案第5号について説明します。

広岡地先の田2筆、面積5,313平方メートルを農業に新規参入する農地所有適格法人が賃貸借をするものでございます。

申請理由として、譲渡人は高齢により管理することが困難なため、譲受人は農地所有適格法人として新規就農するため、ブルーベリー栽培に適した農地を賃借したいでございます。譲受人は農地所有適格法人としての要件を備えていることを確認しております。

許可基準といたしまして、今回の許可申請が許可になりますと、下限面積を超えた5,313平方メートルの農地を経営することになり、農機具は運搬車、草刈り機、手押し車、剪定ばさみを所有しております。

農作業従事日数は150日を超え、栽培技術につきましては、木更津市の農園で研修を受けており、サポートを受けることができることから、資格等については問題ないと思われま。

次に、議案第6号について説明します。

大戸見地先の田7筆、畑1筆、面積2,397平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は耕作、管理ができないため離農したい、譲受人は新規就農し、経営の規模を確保するためでございます。

許可基準として、下限面積につきましては、今回の第3条許可申請の2,397平方メートルと、この後御審議していただきます令和4年度第10次農用地利用集積計画の基盤強化法第19条の公告の中で、1,985平方メートルの使用貸借をすることとしておりまして、合わせて大戸見地区の下限面積40アールを超える4,382平方メートルの農地を経営することになります。

譲受人は今回新規就農という形になりますけれども、2014年に大戸見地先に移住し、これまで住居近くの農地を借りて農業を行ってきておりまして、技術的には問題ないと思われまます。農機具は田植機、ハーベスター、バインダー、軽トラック、草刈り機を所有し、農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われまます。

次に、議案第7号について説明します。

大戸見地先の畑1筆、面積128平方メートルを譲渡により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作、管理ができないため離農したい、譲受人は住宅に密接し耕作しやすいためです。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた6,583平方メートルの農地を経営しておりまして、農機具はトラクター、自走式草刈り機、運搬車、軽トラックを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われまます。

次の議案第8号から議案第15号につきましては、対象となる農地がいずれも高水地先の農地で、新たに農業に参入する3つの法人が農地所有適格法人として農地を賃貸借する内容の申請となっています。いずれの法人も農地所有適格法人としての要件を備えていることを確認しております。

議案第8号から議案第10号についてですが、譲受人が同一法人のため一括して説明させていただきます。

議案第8号は高水地先の田2筆、面積1,095平方メートルを、議案第9号は同じく高水地先の田1筆、面積859平方メートルを、議案第10号は高水地先の田1筆、面積1,297平方メートルを、合わせて田4筆、面積3,251平方メートルを賃貸借するものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は農地として管理することが困難なため、譲受人は農地所有適格法人として新規就農するため、ブルーベリー栽培に適した農地を賃借したいでございます。

許可基準といたしまして、今回の許可申請によりまして、高水地先の下限面積30アールを超えた3,251平方メートルの農地を経営することになります。農機具は運搬車、草刈り機、手押し車、剪定ばさみを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、栽培技術につきましては、木更津市の農園で研修を受けており、また、サポートを受けることができることから、資格等については問題ないと思われまます。

次に、議案第11号から第14号につきましても、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。

議案第11号は高水地先の田1筆、面積1,046平方メートルを、議案第12号は同じく高水地先の田1筆604平方メートルを、議案第13号は同じく高水地先の田2筆、1,074平方メートルを、議案第14号は高水地先の田1筆、面積1,019平方メートルを、合わせて田5筆、面積3,743平方メートルを賃貸借する内容でございます。

申請理由といたしまして、いずれの議案も譲渡人は農地として管理することが困難なため、譲受人は農地所有適格法人として新規就農するため、ブルーベリー栽培に適した農地を賃借したいです。

許可基準といたしまして、今回の許可申請が許可になりますと、高水地先の下限面積30アールを超えた3,743平方メートルの農地を経営することになります。農機具は運搬車、草刈り機、手押し車、剪定ばさみを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、栽培技術につきましても、木更津市の農園で研修を受け、サポートを受けることができるとされていることから、資格等については問題ないと思われまます。

議案第15号について説明します。

高水地先の田4筆、面積3,581平方メートルを賃貸借するものでございます。

申請理由といたしまして、譲渡人は農地として管理することが困難なため、譲受人は農地所有適格法人として新規就農するため、ブルーベリー栽培に適した農地を賃借したいです。

許可基準として、今回の申請が許可になりますと、高水地先の下限面積30アールを超えた3,581平方メートルの農地を経営することになります。農機具は運搬車、草刈り機、手押し

し車、剪定ばさみを所有しております。

農作業従事日数は150日を超えておりまして、栽培技術につきましては、木更津市の農園で研修を受けており、サポートを受けることができるとされていますことから、資格等についても問題ないと思われまます。

以上で農地法第3条の許可申請の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、2番、鮎川委員からお願いいたします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案第1号について説明します。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

地図の中央を通っている道路が六手貞元線になります。神将寺を過ぎて富津方向に200メートルほど行った右側が申請地になります。

2月23日に譲受人と現地確認を行いました。申請地は草刈り等がきれいにされており、管理された状態でした。譲渡人は農業に従事できないので、譲受人は定年後農業を本格的に行っており、規模拡大のためにこの畑を購入したいということで申請になったそうです。すぐ近くの水田も耕作しており、効率も良いと考えたそうです。

特に問題ないと思われまます。御審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第2号について、4番、小笠原委員からお願いいたします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第2号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊2ページを御覧ください。

場所は、大井戸の諏訪神社の南方600メートル付近に位置する田んぼであり、2月22日、代理人立会いによる現地の確認をしました。

田んぼは引き続き耕作していくのに特に問題ないと思われましたので、御審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第3号について、9番、真板委員からお願いいたします。

真板委員 9番、真板です。

議案第3号につきまして、現地調査の結果を説明させていただきます。

詳細は、ただいま事務局からの説明のとおりでございます。

去る2月23日午後1時から、貸主及び借主の代理人と3名で現地確認を行いました。

申請地は別冊3ページを御覧ください。

グレーのところ是三島ダムでございますが、左上のほうに三島ダムの堤防がございます。その堤防から南に下って、県民の森のスポーツ広場のほうに向かって1キロほどしたところが県民の森スポーツ広場の駐車場でございます。その駐車場の付近にこの8枚の申請地がございます。

貸主は数年前から体を壊しておりまして、所有農地は全てを耕作していないということで、草刈りも近所をお願いしているということでしたが、これで草刈りが減るということで申ししておりました。1筆だけは地下水が出ている箇所がありまして、その一部分だけは植栽をしないことになるということでございます。この8筆の申請地の付近の農地は全て休耕しておりますので、本申請による影響はないものと考えますが、御審議のほどお願い申し上げます。

議長 続きまして、議案第4号について、12番、江澤委員からお願いします。

江澤委員 12番、江澤です。

議案第4号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、事務局から説明のとおりです。

2月22日、譲受人と電話で打合せし、その次の日の午後に現地で会いました。

場所は別冊資料4ページになります。

410号バイパスと県道の交差点をキャンプ場方面へ200メートル走り、その右側にアパートがあります。その一番上が駐車場になっています。それは申請人の駐車場ですが、その一段上が今度の申請地です。半分は申請人が畑に使ってございまして、今回の土地を一緒に畑にして利用したいということでした。きれいに耕されていて、今回の申請になりました。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第5号ないし第7号について、13番、鈴木清委員からお願いします。

鈴木（清）委員 鈴木です。

議案第5号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、5ページを御覧ください。

中央に下のほうから左のほうに410号があります。右のほうに上総松丘駅がありまして、直線で大体1キロのところ申請地であります。

27日に代理人と会いまして、現地を見ました。現地はもうブルーベリーを植えられるように田を起こしてありまして、きれいになっていました。

譲渡人は高齢で農地の管理ができないため、引受人はブルーベリーの栽培をしたいということであります。審議よろしくお願ひします。

続いて、議案第6号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局のとおりです。

申請場所につきましては、別冊6ページを御覧ください。

中央に吉祥寺がありまして、吉祥寺から左のほうに500メートルぐらい行って左へ上がったところが申請地であります。

昨今主人が亡くなられてまして、ほかの農地も借りて耕しておりましたが、亡くなったので、そこを手放したいということでありました。

引受人は、家の前なので、草刈りもしてありましてきれいでありました。審議よろしくお願ひします。

続いて、議案第7号について説明します。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

申請場所につきましては、別冊6ページを御覧ください。

先ほどの地図で言いましたけれども、吉祥寺から300メートルぐらい行ったところを左のほうに上がったところが現地であります。

譲渡人は、先ほど話をしました主人が亡くなってできないということでありまして、引受人は、住宅に隣接しているし、先ほど説明がありましたが、新規就農者でありまして、この際に土地を求めたいということでありましたので、よろしくお願ひします。

議長 続きまして、議案第8号ないし第15号について、14番、粕谷委員からお願ひします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案番号8号から15号について説明します。

申請内容の詳細については事務局説明のとおりです。

議案数8件全て関連性がありますので、一括して説明します。

別冊位置図 7 ページをお開きください。

図面中央、上から下に国道 465 号線が走っています。申請地はこの国道から 500 メートルほど入ったところに位置しています。現地は、約 40 年ほど前基盤整備を行った水田で、農業振興地域に指定されている農地です。一昨年の用水ポンプが経年により利用が不可能となり、費用対効果を考慮し、新規に設備を取り換えることを断念したことから、農地の有効利用を図るため、ブルーベリー栽培を行う 3 つの農業法人に賃貸借をしようとするものです。

1 月 26 日、譲受人、3 つの農業法人の代理人と現地において申請内容について確認いたしました。

昨年 9 月の総会においても、近隣の水田約 1 万 6,000 平米についても今回の申請と同様にブルーベリー栽培を行う申請があり、許可しております。

特に問題はないと思われまので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたから、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 では、私から 1 つ質問させていただきます。

第 6 号議案の新規の就農者の方でございますが、既に 2014 年からこちらに来て農業をされているということですが、その内容について聞かせてもらってよろしいですか。

白石会計年度任用職員 住居に隣接する 1 枚の田で米を、そのほかも畑で野菜各種の栽培をしていると聞いております。

議長 長 分かりました。

ほかになれば、採決いたします。

なお、議案第 6 号につきましては、議案第 27 号の令和 4 年度第 10 次農用地利用集積計画による使用貸借権の設定と併せて、譲受人は農地法に規定する下限面積を満たすため、議案第 27 号の審議後に採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 長 御異議ないものと認め、議案第 6 号については、議案第 27 号の審議後に採決いたします。

それでは、議案第 1 号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたしました。

◎議案第16号ないし議案第25号

議 長 日程第4、議案第16号ないし第25号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、議案第16号ないし第25号について、事務局の説明をお願いします。

永畷次長 議案第16号について御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

大山野地先の田1筆、669平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第3種農地相当となります。

譲渡人は高齢のため農業を継続することができず、自己保全管理も難しいことから、農業を縮小せざるを得ない状況であり、譲受人は太陽光発電施設を設置する計画で、埋立て等を行わず整地のみ行い、パネル191枚を設置する計画です。

用水はありません。排水については雑排水はなく雨水だけで、自然浸透式です。

工事中の防災計画として、騒音等に配慮し、また、一般車両の通行を妨げることがないよう十分気をつけて実施します。発電施設の周囲の安全に配慮しフェンスを設置します。隣接

農地にはパネルの配置や角度等を考慮します。配線についても絶縁パイプに入れて埋設するため、感電等の危険はありません。

議案第17号について御説明いたします。

大山野地先、畑3筆、1,016平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は高齢のため農業を継続することができず、自己保全管理も難しいことから、農業を縮小せざるを得ない状況であり、譲受人は太陽光発電施設を設置する計画で、埋立て等を行わず整地のみを行い、パネル136枚を設置する計画です。

用水はありません。排水については雑排水はなく、雨水だけ自然浸透式です。

工事中の防災計画として、騒音等を配慮し、また、一般車両の通行を妨げることのないよう十分気をつけて実施します。発電施設の周囲の安全に配慮しフェンスを設置します。隣接農地にはパネルの配置や角度等を考慮します。配線についても絶縁パイプに入れて埋設するため、感電等の危険もありません。

議案第18号について御説明いたします。

西猪原地先の畑1筆、1,621平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は市街化調整区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は農業を営んでおらず、自己保全管理も難しいことから、農地を管理することができないことから、太陽光発電に転用する計画です。また、譲受人は環境にやさしいクリーンエネルギーの供給を目的としており、太陽光発電施設を設置する計画で、埋立てを行わず整地のみで行い、パネル168枚を設置する計画です。

生活排水はありません。雨水は敷地内に自然浸透式となります。

工事中の防災計画として、騒音等に配慮し、一般車両の通行を妨げることがないよう十分気をつけて実施します。発電施設の周囲に安全に配慮しフェンスを設置します。隣接する農地とは距離を取り、設置位置、角度を調整して配備いたします。配線についても絶縁パイプに入れて埋設するため、感電等の危険もありません。

議案第19号について御説明いたします。

議案書の6ページを御覧ください。

三田地先の畑1筆、面積164平方メートルを所有権移転により駐車場へ転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲渡人は高齢のため農業を継続することができず、自己保全管理も難しい状況です。譲受人は寺院進入路付の土地で檀家の葬儀やお彼岸のお墓参りなど、行事を行うために駐車場スペースが不足していることから計画しました。また、道路の幅員が狭く、擦れ違うことも困難なことから、一時待避所などでも利用を計画しています。

埋立て、整地は不要で、現状のまま利用します。

生活排水等はありません。雨水は敷地内浸透式となります。

議案第20号について御説明いたします。

小櫃台地先の畑1筆、面積773平方メートルを賃貸借権設定により搬出路及び資材置場用地として一時転用します。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

今回の申請は、令和5年10月末まで事業の継続が許可されていますが、事業の効率化を図るため、当初事業計画者から砂利採取事業を管轄する資源事業を子会社へ分割承継するため、新たに申請するものです。

譲受人は搬出路及び資材置場用地として事業を継続します。譲渡人は継続して事業に協力します。

事業廃止時には、整地後耕作に適した土を1メートル以上敷きならし、農地を復元します。

ダンプトラックのタイヤ洗浄のため、地下水を使用します。タイヤ洗浄用水は砂利採取内の洗浄用用水キット及び沈砂浸透池に集水しており、採取場外へ排水しません。

防災対策として土砂及び落水の流出を防止するため、沈砂浸透池、土堰堤等を設置しております。沈砂浸透池は砂利採取法に基づき、計画容量以上の砂利採取地を設置しております。

施工後は速やかに整地及び緑化します。粉じん発生を防止するため、適宜散水を実施いたします。

議案第21号について御説明いたします。

大戸見地先の田2筆、921平方メートルと畑1筆、132平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は市街化調整区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲受人は再生エネルギーを事業の主軸とした脱炭素社会の実現を目指しており、地球温暖化対策が急務となっている昨今、再生エネルギー由来の電力及び環境価値を求める需要に応えるため、太陽光発電施設を設置する計画をしました。

埋立て等を行わず整地のみで行い、パネル 144 枚を設置する計画です。

譲渡人は土地の管理について体力的に不安を感じていたところ、譲受人の求めに応じました。

用水はありません。排水については自然浸透です。

工事中の防災計画として、施工期間は管理者を配置し安全な工事を行ってまいります。外部からの侵入を防ぐため、フェンスを設置いたします。施工後は、譲受人のグループ会社にて保守管理を行います。敷地外周に土堰堤を設け、土砂の流出を防止するなど、周囲の環境に影響を及ぼさないよう努めます。

議案第 2 2 号ないし第 2 3 号は同一事業ですので、一括して御説明いたします。

議案書の 7 ページを御覧ください。

大戸見地先の畑 2 筆、1,658 平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は市街化区域外で、農地区分は第 2 種農地相当となります。

譲受人は再生可能エネルギーを事業の主軸とした脱炭素社会の実現を目指しており、再生エネルギー由来の電力及び環境価値を求める需要に応えるため、太陽光発電施設を設置する計画をしました。埋立て等を行わず整地のみで行い、パネル 180 枚を設置する計画です。

譲渡人は土地の管理について体力的に不安を感じており、親族等で引き継ぐ人がいないため、譲受人の求めに応じました。

用水はありません。排水については雨水だけで、自然浸透式です。

工事中の防災計画として、施工期間中は管理者を配置し、安全な工事を行ってまいります。外部からの侵入を防ぐため、フェンスを設置いたします。施工後は譲受人のグループ会社にて保守管理を行います。敷地外周に土堰堤を設け、土砂の流出を防止するなど、周囲の環境に影響を及ぼさないよう努めます。

議案第 2 4 号ないし第 2 5 号は同一事業ですので、一括して御説明いたします。

大戸見地先の畑 2 筆、1,239 平方メートルを所有権移転により太陽光発電施設へ転用します。

申請地は市街化調整区域外で、農地区分は第 2 種農地相当となります。

譲受人は再生可能エネルギーを事業の主軸とした脱炭素社会の実現を目指しており、環境価値を求める需要に応えるため、太陽光発電施設を設置する計画に至りました。

埋立て等を行わず整地のみで行い、パネル 168 枚を設置する計画です。

譲渡人は体力的に土地の管理が難しく、土地の管理者の後継者がおらず、土地の処分に困っていたため、譲受人の求めに応じました。

用水はありません。排水については雨水だけで、自然浸透式です。

工事中の防災計画として、施工期間は管理者を配置し安全な工事を行ってまいります。外部からの侵入を防ぐため、フェンスを設置いたします。施工後は譲受人のグループ会社にて保守管理を行います。敷地外周に土堰堤を設け、土砂の流出を防止するなど、周辺環境に影響を及ぼさないよう努めます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果について、議案第16号ないし第17号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案第16号と第17号は譲渡人、譲受人が同一のため、一括して説明します。

申請内容については事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊8ページを御覧ください。

館山自動車道の君津パーキングスマートインターチェンジ方向に入り、館山歩道の下をくぐって200メートルほど行った左側が議案第16号の申請地となります。議案17号の申請地は、その道をさらに進み、1,500メートルほど行った佐久間牧場の近くになります。

2月23日に譲渡人及び譲受人両者の代理人と現地確認を行いました。第16号議案の田んぼは去年耕作されており、きれいに草刈りもされており、管理された状態でした。議案第17号の畑は草が伸びて荒れた状態でした。鳥獣被害もありそうな場所であり、畑として使用するには難しい場所と思われます。

特に問題ないと思われます。御審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第18号について、私から報告いたします。

詳細は事務局の説明がありました。

申請地につきましては、別冊の9ページを御覧いただきたいと思います。

真ん中、縦に走っております、これが県道ですけれども、上が君津方面、下は鴨川方面です。これで地図の一番上の境に、道路脇に18分団消防機庫というのがございます。それから下に約500メートルぐらい行った橋のたもと、右側になります。2月24日に現地にて双方の立会人と確認し、話を伺った次第でございます。

譲渡人につきましては、父親が亡くなって以来、農業は行っていない、そして、住まいももう木更津のほうに構えているということで、農業は全く今までも行っていない、これからもやることができないという中で、太陽光発電という今回の動きとなったわけでございます。

既にこの県道と市道に囲まれた辺り一帯、全てが太陽光発電施設になっております。農地的に周りに与える影響は全くないと思います。特に問題ないと思いますので、よろしく願いしたいと思います、。

続きまして、議案第19号ないし第20号について、10番、田丸委員からお願いします。
田丸委員 10番、田丸です。

議案第19号につきまして御説明いたします。

申請内容は事務局から説明のとおりであります。

2月27日、立会いの方に連絡を取りまして、現地で話を伺いました。

場所ですけれども、別冊10ページを御覧ください。

久留里街道、花澤建築板金を右折しまして1キロぐらい行き、右側が申請地になります。

この道路は生活道路として使用しておりますが、道幅が狭く車の交差ができなくて皆さん不便を感じておるとのことです。今回この土地を無料の駐車場や車のすれ違い場所の退避場所として利用できる公共の土地に譲渡人が寄与するとの話でした。

埋立ては行わず現状のまま使用いたします。

特に問題はないと思われまして、よろしく御審議をお願いします。

続いて、議案第20号ですけれども、申請内容は事務局説明のとおりです。

2月28日、譲受人に連絡を取りまして話を伺いました。

場所は別冊11ページを御覧ください。

ヤスミ生コンの下の道路は加茂木更津線になります。そこから1キロぐらい右に行きまして、右側が申請地になります。

今回の申請は譲受人の親会社が事業主体でしたが、令和4年11月1日付で砂利採取業と残土置場を管轄する事業本部を子会社である譲受人への分割承継のための申請になります。

譲受人が事業を承継するに当たり、引き続き当該土地を搬出路及び資材置場用地として使用するための申請になります。

譲渡人の一時転用の同意書もあり、特に問題ないと思われまして、よろしく御審議お願いいたします。

議長 続きまして、議案第21号ないし第25号について、13番、鈴木清委員から願

いします。

鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第21号から第25号について説明いたします。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおり、申請場所については、別冊12ページを御覧ください。

中央に蛇行しているのが小櫃川です。吉祥寺というお寺さんがありまして、そこから右のほうに五、六百メートル行ったところが申請地であります。

議案第21号から第25号については同一事業のため、一括で説明いたします。

3月1日に引受人と4時頃、現地でお会いしまして聞きました。第21号議案の土地は、ちょうど梅が真っ盛りできれいでありまして、それから、第22号は女竹のようでした。そういうのがびっしり、第23号もそのようでした。それから、第24号は最近まで畑をつくっていたようですが、もう高齢でできないということでありまして、第25号ももう女竹が生えてうっそうとしていました。

譲渡人はみんな高齢であって、農地の管理ができないということでありました。引受人は太陽光発電を設置したいということで、ぜひよろしくお願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

なお、議案第20号につきましては、本日審議予定の議案第26号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてと関連がございますので、議案第26号の審議後に採決したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議ないものと認め、議案第20号については、議案第26号の審議後に採決いたします。

それでは、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

続きまして、議案第25号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第26号

議長 日程第5、議案第26号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 議案第26号について御説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。

議案第20号に係る事業承継の案件で、事業の効率化を図るため、当初事業計画者の会社から砂利採取事業を管轄する資源事業を子会社へ分割承継するため、新たに申請するものです。

内容につきましては、議案第20号で御説明いたしましたとおり、新たな譲受人が砂利採取事業を承継し一時転用する計画変更の申請でございます。

以上です。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第26号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

ただいま議案第26号が採決され、許可相当との意見となりましたので、議案第20号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付いたします。

◎議案第27号

議長 日程第6、議案第27号 令和4年度第10次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

なお、議案第27号につきましては、2番、鮎川正幸委員、11番、鳥海純次委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(2番 鮎川正幸委員、11番 鳥海純次委員 退室)

それでは、経済環境部農政課より説明をお願いします。

奥倉経済環境部農政課企画調整係長 農政課の奥倉です。

議案第27号について御説明いたします。

令和4年度第10次農用地利用集積計画の作成に当たり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書10ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、君津地区4件、7筆、9,393平方メートル、小糸地区5件、12筆、1万1,344平方メートル、小櫃地区1件、5筆、6,007平方メートル、上総地区2件、5筆、3,102平方メートル、合計12件、29筆、2万9,846平方メートルでございます。

所有権移転につきましては、小櫃地区5件、10筆、1万7,888平方メートル。

以上でございます。

個別の案件につきましては、11ページから21ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第27号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第27号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

2番、鮎川委員、11番、鳥海委員の入室を認めます。

(2番 鮎川正幸委員、11番 鳥海純次委員 入室)

議長 ただいま議案第27号が決定となりましたので、議案第6号について採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定いたします。

◎議案第28号

議長 日程第7、議案第28号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第28号 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正についてを説明させていただきます。

議案書22ページを御覧ください。

本案は、現在農業委員会で定めている指針について、令和5年4月1日施行予定の農業委員会等に関する法律第7条の改正に伴い、修正をするものです。

修正部分は、23ページから27ページまでの下線部分になります。

修正内容は、改正法の趣旨を踏まえて、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画を推進すること、地域計画の目標達成をするための役割に関する事項、また、農業委員会で定めている農地等の利用の最適化の推進に関する目標の達成状況の評価の方法になります。

そのほか細かい言い回しや国関係通知名称等も修正しております。

具体的な数値目標については、改選期である3年ごとに検証、見直しを行うとしています

ので、本案では修正はしていません。

なお、農地利用最適化推進委員には事前に案を送付し、全ての委員から意見がないことを確認しております。

以上になります。御審議よろしく申し上げます。

議長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第28号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎議案第29号

議長 日程第8、議案第29号 令和5年度標準農作業賃金及び機械作業料金についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第29号を説明いたします。

令和5年度標準農作業賃金及び機械作業料金については、議案書28ページ及び29ページを御覧ください。

標準農作業賃金及び機械作業料金は、今後とも増えるであろう農作業受委託において、農業機械による受託料金等を設定することは、農作業受委託を円滑に推進する上で必要かつ重要であることから、千葉県農業会議が把握しているデータを基に作成しております。

こちらは、毎年広報等に記載して、市内の農家にお知らせしているものであります。

金額については、28ページ、令和5年度標準農作業賃金及び機械作業料金についての記載のとおりとなります。

令和4年度と比較して耕起、代かき、植付けのみ、刈り取り脱穀、乾燥調製、育苗の金額が機械本体代及び燃料価格の値上げにより上昇しております。

議案書のとおり事務局案を提示いたしますので、よろしく御審議をお願いします。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第29号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定いたします。

◎報告第1号ないし報告第12号

議長 日程第9、報告第1号ないし第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第6号ないし第12号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第12号について、質問、意見等ございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がないようですので、報告第1号ないし報告第12号を終わります。

◎閉 会

議長 これをもちまして、令和5年第3回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和5年第4回農業委員会総会は、令和5年4月4日火曜日、市役所2階入札室にて開催する予定でありますので、よろしく願いいたします。

(午後3時10分)